千葉市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月２３日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第３２号

千葉市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

千葉市開発行為等の規制に関する規則（平成４年千葉市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（事前審査） 第３条［略］ ２　前項の審査を受けようとする者は、次に掲げる図書を添えて開発行為に関する事前審査願（様式第１号）を市長に提出しなければならない。 （１）～（３）［略］ （４）都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号。以下「省令」という。）第１６条第４項に規定する図面のうち次に掲げるもの ア～ウ［略］ エ　造成計画平面図及び造成計画断面図（当該開発行為において**切土**又は**盛土**を行う場合に限る。） ［新設］ **（５）～（７）**［略］	（事前審査） 第３条［略］ ２　前項の審査を受けようとする者は、次に掲げる図書を添えて開発行為に関する事前審査願（様式第１号）を市長に提出しなければならない。 （１）～（３）［略］ （４）都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号。以下「省令」という。）第１６条第４項に規定する図面のうち次に掲げるもの ア～ウ［略］ エ　造成計画平面図及び造成計画断面図（当該開発行為において**盛土**又は**切土**を行う場合に限る。） **（５）盛土又は切土に関する工事の概要書（様式第２号の２）（当該開発行為に関する工事において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項の許可を要する場合に限る。以下「盛土等工事の概要書」という。）** **（６）～（８）**［略］
（開発行為許可申請書の添付図書等） 第４条　省令第１６条第１項に規定する開発行為許可申請書には、法第３０条第２項及び省令第１７条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う**ものでその規模が１ヘクタール未満の**開発行為（以下「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等」という。）にあっては、**第６号**及び**第７号**に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。 （１）～（５）［略］	（開発行為許可申請書の添付図書等） 第４条　省令第１６条第１項に規定する開発行為許可申請書には、法第３０条第２項及び省令第１７条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為**（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項の許可を要するものを除く。）**又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為**（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び１ヘクタール以上の規模のものを除く。）**（以下「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等」という。）にあっては、**第７号**及び**第８号**に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。 （１）～（５）［略］

［新設］ **（６）～（８）**［略］ ２　**前項第６号**に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。 （１）～（４）［略］ ［新設］ ３　**第１項第７号**に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。 ４・５［略］ ６　省令第１７条第１項第２号に規定する開発区域区域図は、**前条第２項第５号**に規定する都市図とする。 ７・８［略］ （開発行為の協議） 第６条［略］ ２　前項の申出書には、法第３０条第２項及び省令第１７条並びに第４条第１項各号（**第６号**を除く。）に規定する図書（主として、住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為**でその規模が１ヘクタール未満のもの**にあっては、**同項第７号**に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。 ３［略］	**（６）盛土等工事の概要書** **（７）～（９）**［略］ ２　**前項第７号**に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。 （１）～（４）［略］ **（５）暴力団等に該当しないことの誓約書** ３　**第１項第８号**に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。 ４・５［略］ ６　省令第１７条第１項第２号に規定する開発区域区域図は、**前条第２項第６号**に規定する都市図とする。 ７・８［略］ （開発行為の協議） 第６条［略］ ２　前項の申出書には、法第３０条第２項及び省令第１７条並びに第４条第１項各号（**第７号**を除く。）に規定する図書（主として、住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為**（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項の許可を要するもの及び１ヘクタール以上の規模のものを除く。）**にあっては、**第４条第１項第８号**に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。 ３［略］

［新設］

様式第２号の２（第３条第２項）

盛土又は切土に関する工事の概要書

1 工事主 住所・氏名 （法人役員 住所・氏名）					
2 設計者 住所・氏名					
3 工事施行者 住所・氏名					
4 土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）		（緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）			
5 土地の面積		平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9 土地の地形		渓流等への該当 有 ・ 無			
10 工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立法メートル		
		切土	立法メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
	ケ 工事中の危害防止のための措置				
	コ その他の措置				
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
	ス 工程の概要				
11 その他必要な事項					

〔注意〕

1　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入してください。

2　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

4　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

5　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第１位まで記入してください。

6　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください。（複数選択可）

7　９欄は、渓流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

附　則

１　この規則は、令和７年５月２６日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。